

R8 改N o . 22 上馬伏配水場操作室空調設備工事

特記仕様書

門真市環境水道部

第1章 一般事項

1. 工事名称

本工事は、「上馬伏配水場操作室空調設備工事」である。

2. 工事場所

門真市四宮2丁目2番43号 上馬伏配水場内

3. 工事期間

契約締結日より、令和9年1月29日まで

4. 適用範囲

本総則は、「上馬伏配水場操作室空調設備工事」に適用する。

本仕様書は、設計図書に記載されていない事項及び次の図書間で相違ある事項については、打合せによるものを除いて以下の優先順位によるものとする。

- (1) 設計図
- (2) 本特記仕様書
- (3) 本工事設計書
- (4) 水道工事標準仕様書「設備工事編」2010 日本水道協会
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)最新版【国土交通省大臣官房庁
営繕部監修】

5. 着手、打合せ事項

- (1) 受注者は契約締結後、速やかに発注者と工事内容、工事範囲について十分な打合せを行い、現場確認の詳細な調査を実施し、充分状況把握をした上、工事に着手すること。
- (2) 受注者は打合せ事項については、その都度速やかに議事録を発注者に提出すること。

6. 法令、条例等の適用

受注者は本工事に関係ある法令、条例等を遵守し工事すること。

- (1) 日本水道協会規格(JWWA)
- (2) 日本工業規格(JIS)
- (3) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (4) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (5) 日本電線工業会標準規格(JCS)
- (6) 電気設備技術基準(通産省令)
- (7) 内線規定(電気技術基準調査委員会編)
- (8) 電気設備工事共通仕様書(国土交通省営繕局監修、営繕協会編)
- (9) その他関連法令、条例及び規格

7. 安全管理

- (1) 受注者は工事に当たって現場内の整理整頓は勿論、常に事故防止に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らねばならない。
- (2) 既存施設に近接して作業をする場合は、予め保安上必要な処置、緊急時の応急

処置について協議し、これを遵守しなければならない。

(3) 受注者は、本工事で作業をする者の健康管理に留意しなければならない。

8. 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業はその資格を有する者が施工すること。

9. 公害の防止

(1) 受注者は、施工に当たっては、付近の居住者に迷惑のかからぬよう、公害防止に努めること。

(2) 毀損物件への補修及び騒音、振動、濁水、交通等による一般的損失に係わる補償は受注者の責任において行うものとする。

10. 施設の保全

受注者は、既存構造物を汚染または損傷を与えたときは、速やかに発注者に報告し、受注者の責任で復旧しなければならない。

11. 提出書類等

受注者は以下の書類を提出しなければならない。提出部数等は発注者が指示する。

- (1) 施工計画書
- (2) 機器取扱説明書
- (3) 工事写真
- (4) 機器試験成績表
- (5) 工事完成図
- (6) その他指示するもの

12. 業務の機密について

受注者は、本工事により得た事項及び各種データを発注者の承諾無しに外部に公表しないこと。

13. 保証

本工事の保証期間は、検査合格日から1年間とする。なお、保証期間中に、受注者の責任に帰すべき原因による故障が発生した場合は、発注者が指定する期間内に、受注者は無償で、取替、または修理を行うこと。

14. 疑義の解釈

本仕様書に疑義が生じた場合は、原則として発注者の解釈によるものとするが、発注者と協議の上、指示に従うこと。

また、本仕様書に明示していない事項でも設備機能上、本工事に必要なものは、受注者において施工しなければならない。

15. 検査及び試験

受注者は、発注者立会いの上、検査を受けなければならない。

受注者は、検査のため必要な資料の提出、その他の処置については発注者の指示に従わなければならない。

- (1) 動作確認試験

(2) その他発注者が指示する検査

16. 衛生管理（検便）

- (1) 受注者は、上馬伏配水場において1ヵ月間に5日以上作業する者に検便検査を行うこと。
- (2) 検便検査項目は、赤痢菌、腸チフス、パラチフス、病原性大腸菌O-157、サルモネラ菌の保菌検査を行い、受注者はその医療機関等の発行する成績書を上馬伏配水場で作業開始する日までに提出すること。
- (3) 発注者が水道法上必要と判断し、臨時に検便検査を求めた場合は、受注者は検便検査を実施し、成績書を提出すること。

17. 工事实績データの登録

受注者は次のとおり工事实績データ登録（CORINS 登録）を、受注者は契約後10日以内（土日祝日を除く）に、変更時は変更があった日から10日以内（土日祝日を除く）に、竣工検査合格後10日以内（土日祝日を除く）に、それぞれ登録申請を行わなければならない。

請負金額（税込）	必要となる登録内容
500 万円以上	受注登録・変更登録・竣工登録
500 万円未満	登録義務なし

設計変更が生じた場合には変更請負金額（税込）を対象とし上表のとおりとする。

受注者は、登録完了後、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を印刷し、監督職員へ提出すること。

18. 産業廃棄物の処理

- (1) 本工事の施工により発生する現場発生品（撤去品等）を処理する場合、処理にかかる諸手続き等、関連法規を順守し、受注者の責任において適切に処理すること。

19. 積算基準書関係

門真市環境水道部が発注する請負工事において、予定価格を用いる積算基準書及び設計単価は、特別な場合を除き、設計時点において表1、2の基準書及び単価を適用する。また、経費計算条件においては、表3の条件にて計算する。

表1

基準書	適用基準等	備考
公共建築工事標準単価積算基準 （国土交通省大臣官房官庁営繕部発行）	令和8年度改定版	
公共建築工事共通費積算基準 （国土交通省大臣官房官庁営繕部発行）		

2

単価	適用基準等	備考
公共工事設計労務単価	令和8年3月通知文	国土交通省及び経済産業省の単価を準用。
見積り単価	令和8年4月時点の単価	見積単価とは、物価資料単価等に記載がない場合に見積りにより採用する単価を指す。

表 3

経 費 計 算 条 件	補 正 内 容	備 考
施工地域・工事場所による補正	なし	
週休 2 日補正	なし	

20. その他

- (1) 作業は、平日午前 9 時頃から午後 5 時頃とする。
- (2) 受注者は、発注者及び門真市配水施設運転管理業務受託業者と交換作業中も運転監視操作が可能となるような手順打合せを行い、発注者の承諾後に作業を行うこと。

第 2 章 概要

本工事は、上馬伏配水場操作室の空調取替及び動作確認を行うものである。

(1) 作業内容

- ・既設空調設備を取り外し、新設空調設備の設置を行い、既設配管と配線に接続を行う。
- ・既設空調設備の撤去後、天井開口部が新設化粧パネルのサイズを上回る場合は既設開口部を完全に覆うこと。
- ・操作リモコンの撤去と新設を行う。
- ・屋外配管のカバー補修を行う。
- ・機器の動作試験及び確認を行う。
- ・配管の漏れ確認を行う。
- ・受注者は、現地状況を理解して工事を行うこと。

(2) 既設空調設備の仕様

- ・数量 1 組
- ・形式 PMH-63EKD 三菱電機製
- ・重量 35Kg
- ・使用電圧 3 相 200V
- ・冷媒配管 Φ9.5 フレア
- ・ガス配管 Φ15.9 フレア
- ・受注者は既設空調設備の配管と配線に接続可能で、同等以上の冷房能力を持つ機種を選定すること。
- ・リモコンについてはワイヤード式として既設付近に設置すること。

(3) 既設設備設置状況
既設室内空調設備



既設室外機設備

